

「秘密保全法」改憲と表裏一体の 法案上程の阻止を

町田 伸一

■2013年臨時国会、「秘密保全法」 制定へ

本稿執筆時（2013年7月）、参院選が行われていきます。参院選後の新政権により秋には臨時会が招集されるでしょう。この秋の臨時会で「秘密保全法」の成立を目指す旨を、菅義偉官房長官（自公、安倍内閣）が6月に述べています。

秘密保全法とは、「国の安全」、「外交」、「公共の安全及び秩序の維持」に属する「特別秘密」を取り扱う人に「適性評価制度」を適用して、「特別秘密」を漏らすなどした人を重く罰する法律です。



筆者

2011年8月（民主・国民新、菅内閣）に、「秘密保全のための法制の在り方

に関する有識者会議」（以下「有識者会議」）が公表した、「秘密保全のための法制の在り方」について（報告書）（以下「有識者会議報告書」）を基にした法制であり、2011年10月（民主・国民新、野田内閣）に、「次期通常国会への提出」方針が示されましたが、2012年12月、民主から自公への政権交替により、この動きは一旦途絶えました。

2013年参院選の結果、民主党が政権を取るとはまずあり得ないでしょう。それにも拘わらず、一見、民主党内閣下で進められた法案が、民主党以外の政権によっても推進される理由は何か。それは、秘密保全法が、日本の政権交替に関わらない米国からの長年わたる要求だからです。

■秘密保全法案のキーワードその1 「特別秘密」

「有識者会議報告書」によれば、秘密保全法のキーワードとして、①「特別秘密」、②「適性評価制度」、③重罰化を挙げることができま

秘密保全法案は、国家秘密の中から、①「国の安全」、②「外交」、③「公共の安全及び秩序の維持」の3分野を特別秘密の対象事項とします。

ところで、1985年（自民、中曽根内閣）、法定刑に死刑を含む「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が国会に上程されましたが、この法律案は、秘密の対象事項を①防衛と②外交の2分野としていました。今般の秘密保全法は、これに「公共の安全及び秩序の維持」という治安警察事項を加えたものです。

また、米国における「9・11」後の2001年10月（自公政権、小泉内閣）、自衛隊法改正による「防衛秘密」（軍事機密）の自衛隊法上の呼称）法制が整備されました。さらに、2007年には日米の共同発表文「同盟の変革」を受けて、8月（自公政権、安倍内閣）、米国との間で、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（いわゆるGSOMIA協定）が締結されています。このGSOMIA協定の背景にあるのは、日米の軍事協力の進展です。米軍にとって自衛隊と軍事共同作戦を取るためには軍事情報の提供が不可欠であり、米軍の機密が日本で漏洩されることを防ぐことが目的とされたのです。そして、海上保安官による尖閣諸島沖漁船衝突ビデオ流出事件を（都合の良い）切っ掛けとして、2011年8月に、「有識者会議報告書」が

発表されたのです。

この流れから見れば、特別秘密が、①「国の安全」という軍事機密、②「外交」という米軍の機密、③「公共の安全及び秩序の維持」という「テロ」対策等治安警察目的を対象事項としていることは自然です。

■秘密保全法案のキーワードその2

↳「適性評価制度」

「適性評価制度」は、公務員に限らず民間事業者をも含めて、また、海外旅行歴や借金などの信用状態、薬物・アルコールの影響、精神科への通院歴等々を調査して、秘密情報の取扱者を指定する制度です。

この調査の対象者は、秘密情報を取り扱う可能性のある本人だけに止まらず、「対象者の身近にあつて対象者の行動に影響を与える者」、例えば、配偶者や両親や友人などについてまで、その人たちが知らない間に行われます。国民の重要なプライバシー情報が、国家によって収集されるのです。

■秘密保全法案のキーワードその3

↳重罰化

特別秘密を故意に漏洩した者には、最高で懲役10年の刑罰が科されます。これは、「法定刑を相当程度重いものとする必要がある」との方針による重罰化です。また、故意でな

く過失の漏洩も、漏洩に限らず情報収集行為（例えば、報道機関による取材、研究者による学術調査）も罰せられます。さらに、漏洩や収集の共謀、そのかし、煽動も処罰対象です。で、処罰される者は秘密情報を取り扱う公務員や民間事業者に限らず、「一般人（も）」新たに処罰対象とすることとなります。

■改憲と表裏一体

2008年の名古屋高等裁判所判決は、防衛省が一度は開示を拒否した文書を証拠の一つとして、航空自衛隊のイラク派遣が憲法違反であるとの判断を示しました。また、「3・11」では、SPEEDI情報が、国民にパニックを惹き起こすとして秘匿され、このために被曝した方が多数発生しました。今般の参院選に先立っては、成年被後見人に選挙権を与えない公職選挙法は憲法違反であるとの判決が出されました。このように、時の政権が憲法・法令の運用を誤った例は、枚挙に暇がありません。

ところで、「有識者会議報告書」は、秘密保全法案は、「ひとたびその運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えない」としています。要するに、「秘密保全法」は、有識者会議も認めるとおりの民主主義の前提である知る権利や取材の自由など「国民の重要な権利利益を侵害する」法律なのです。

自民党が昨年4月に公表した日本国憲法改正草案9条は、「軍の機密保持は法律で定める」と規定しています。この規定からも分かる通り、国家秘密とは客観的にそこにあるものではありません。時の政府が定めて初めて、情報が「秘密」になるのです。「秘密」とは、時の政府が国民や野党議員に知られたくない情報です。逆に言えば、国家秘密を、国民や野党議員が知ることが、政府の誤った行為を防止し、修正させることにつながるのではないのでしょうか。そして、この考え方は、国民は行動を誤るものだから政府が事前に防止する、という考え方は逆のものです。憲法の基本原理である国民主権の意味が前者であることは、言うまでもありません。

秘密保全法は、日米の安全保障・軍事協力の強化を狙いとされています。また、改憲策動と表裏一体のものであり、憲法の基本原則を破壊するものです。秘密保全法の動向を注視して、その上程を許さないことが必要です。（まちだ・しんいち／弁護士、みなと・9条の会事務局長）

